

令和3年度福岡県飼養衛生管理指導等計画

令和3年11月
福岡県公表

はじめに

- 1 本計画は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の3の4に規定する飼養衛生管理指導等計画を定めるものである。
- 2 本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度とする。

第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

I 福岡県の畜産業及び家畜衛生の現状

(1) 近年、本県の畜産業は、高齢化、後継者不足等により小規模経営を中心に離農が進む一方、規模拡大が進んでいる状況である。

(2) 特に、家畜衛生に関しては、大規模経営における飼養衛生管理基準の遵守が進む一方、小規模経営においては、できうる限り飼養衛生管理基準の遵守に対応している。

なお、県内の各家畜における飼養衛生管理基準の遵守状況（令和2年2月時点）は以下のとおりであり、埋却地については、ほぼ全ての牛、豚及び鶏の飼養農場において確保されている。

1) 牛

乳用牛飼養農場及び肉用牛飼養農場ともに全体として高い遵守率であるが、衛生管理区域に出入りする車両の消毒の項目、給餌施設、給水設備等への野生動物の排せつ等の混入防止の項目において遵守率が低い傾向にある。

2) 豚

豚飼養農場では全体として高い遵守率であるが、衛生管理区域とそれ以外の区域の明確な区分の項目、家畜死体保管場所への野生動物侵入防止措置の項目において遵守率が低い傾向にある。

3) 鶏

採卵鶏飼養農場及び肉用鶏飼養農場ともに全体として高い遵守率であるが、衛生管理区域専用の衣服及び靴並びに家きん舎ごとの靴の設置の項目において遵守率が低い傾向にあった。その後、令和2年11月の本県での高病原性鳥インフルエンザ発生以降、家きん飼養農場における自己点検において、衛生管理区域や家きん舎に立ち入る者の手指消毒の項目、衛生管理区域専用の衣服及び靴並びに家きん舎ごとの靴の設置の項目、衛生管理区域に立ち入る車両消毒の項目、野生動物の侵入防止のネット等の設置の項目などで不遵守が改善された。

4) 馬

馬飼養農場では全体として高い遵守率であるが、衛生管理区域に出入りする車両の消毒の項目、厩舎に出入りする者の手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒の項目において遵守率が低い傾向にある。

(3) 飼養衛生管理の実施については、特に小規模経営においては、経営体ごとの経営力、リスク等に応じた対応が必要である。

また、大規模経営においても、飼養頭羽数の増加に伴い、複数の衛生管理区域で飼養を行う事例や、言語によるコミュニケーションに配慮する必要がある外国人も含めた従業員を雇用して飼養衛生管理を行う事例が増加しており、そのような体制への対応が必要である。

(4) また、飼料運搬業者、死亡獣畜運搬業者など複数の畜舎及びその敷地に入出入りする者、家畜を集合させる催物の開催者、と畜場など家畜の集合する施設の所有者その他の畜産業に関連する事業を行う者（以下「関連事業者」という。）の活動は、畜産業にとって必要不可欠なものとなっている中、近年の関連事業者の規模拡大と広域化は、畜産業の生産性を向上させる一方で、ひとたび疾病が発生した際には広域的な感染拡大のリスクも有している。

(5) これらの認識を全ての関係者が共有し、第三章のⅠの1の飼養衛生管理基準において重点的に指導等を実施すべき事項並びに遵守率の低い傾向にある項目の遵守を徹底することで、家畜の伝染病の発生予防及びまん延防止に取り組むことが重要である。

Ⅱ 家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

(1) 概要

家畜の所有者をはじめ家畜と接する全ての従業員等が飼養衛生管理基準を理解し、遵守することが重要であるため家畜衛生情報を適時・適切に伝える体制づくりが必要であるほか、家畜の所有者による自己点検と家畜防疫員等による確認結果のフィードバックによるPDCAサイクルの確立・実施が課題となっている。

また、小規模経営を中心に高齢化が進行し、衛生設備への投資や労務の負担増加への対応の困難性が課題となっている。

指導者については、家畜防疫員間でも指導内容や指導力の平準化が必要であり、また、疾病ごとの症状の特徴、病原体の生残性、適正な消毒薬の使用法といった獣医学的知見に加え、病性鑑定結果、飼養衛生管理状況、投薬状況等の客観的データに基づく効率的・効果的な指導の実践が重要となる。

(2) 家畜区分ごとの家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

家畜区分	家畜の伝染性疾病の発生状況	家畜衛生上の課題
牛、鹿、めん羊及び山羊	<p>口蹄疫は、平成 22 年に宮崎県で発生が確認されて以降、国内での発生はない。ただし、周辺国において、現在もなお、断続的に発生が続いており、国内への侵入に警戒が必要である。</p> <p>ヨーネ病については、近年県内において散発的に発生している。本病は、発症まで数か月から数年間、明確な症状を示さないという不顕性感染を特徴とする。本病には、治療法やワクチンはなく、子牛の初乳管理や親子分離飼育、導入時の陰性確認や、ヨーネ病防疫対策実施要領で自主淘汰の対象としている患畜と疫学的に関連が高い牛等の早期更新等を徹底することに加え、日々、飼養衛生管理基準の遵守により衛生的な飼養環境を維持し、農場内でのまん延を防ぐことが重要である。</p> <p>牛伝染性リンパ腫については、近年増加傾向がみられる。本病には、治療法やワクチンはなく、ウイルスを含む血液や乳汁を介して感染することから、衛生対策ガイドラインに基づき、注射針や直検手袋を介した人為的な伝播を引き起こす行為を排除するとともに、初乳の加温や凍結処理、母子早期分離、吸血昆虫による機械的伝播防止のためのネットの設置や感染牛の分離飼養等、家畜の飼養農場における感染防止の対策を徹底することに加え、飼養衛生管理基準の遵守により衛生的な飼養環境を維持し、農場内でのまん延を防ぐことが重要である。</p>	<p>(1) 乳用牛経営においては、飼養規模の拡大が進んでいるものの、依然として中小規模の農場数が多く、出入口での車両消毒の実施等が必ずしも十分とはいえない状況にあり、対策の強化が必要である。特に、産業構造上、集乳車が日常的に地域の複数の家畜の飼養農場に立ち入るほか、近年は作業の機械化によりメンテナンス業者が衛生管理区域に出入りするため、農場間伝播へのリスク管理として、出入対策を適切に講ずることが重要である。さらには、乳用後継牛を北海道等の遠隔地から導入又は預託をしており、導入元での疾病の発生状況も考慮しながら飼養衛生管理を行う必要がある。</p> <p>(2) 肉用牛経営においては、飼養規模の拡大が進んでいるものの、特に繁殖経営において小規模経営が多数を占めており、依然として飼養衛生管理の高度化が難しい状況にある。また、慣行的に母子同居による母乳哺育が行われており、牛伝染性リンパ腫、ヨーネ病等の垂直感染の素地となっているほか、寒冷感作や消化不良、ロタウイルス、大腸菌、サルモネラ属菌等の感染による下痢が頻繁に認められ、生産性に影響を与えている。これらを踏まえて清掃、消毒等の日々の取組を継続的に実施することが重要である。さらに、肥育農場では、九州を中心に肥育素牛等を各地から導入しており、導入元での疾病の発生状況も考慮しながら飼養衛生管理を行う必要がある。</p> <p>(3) 反芻獣は、放牧を行う場合、野生動物で家畜の伝染性疾病の感染が確認された場合の感染リスクを考慮する必要がある。また、ヨーネ病、牛伝染性リンパ腫、牛ウイルス性下痢など、発症すると生産性の低下に大きく影響するが、発症までの不顕性感染の期間が長い疾病が多数あり、これらの病原体が、家畜の飼養農場への侵入が認知されないまま、家畜の飼養農場内あるいは農場外にまん延するおそれがある。</p>

		<p>特にヨーネ病は、発症までの期間が長いことから、サーベイランスにより農場のステータスを把握するとともに、家畜の導入に当たっては導入元農場のステータス把握、個体の陰性確認、導入後の検査など、本病を農場に持ち込まないことが重要である。また、排せつ物・敷料の適切な処理や定期的な清掃・消毒により畜舎内を清潔に保つとともに、適切な初乳の給与など、日頃から適切な飼養衛生管理を行うことが重要である。このため、家畜の所有者等は、これらの疾病の侵入リスクを認識し、家畜保健衛生所と協力して飼養衛生管理基準の遵守徹底を図るとともに、サーベイランスの実施、ワクチンの接種等により、発生の予防及びまん延の防止に努めることが重要である。</p>
<p>豚、いのしし</p>	<p>豚熱は、平成30年9月に国内で26年ぶりに発生が確認され、令和3年10月現在、岐阜県、愛知県、長野県、三重県、福井県、埼玉県、山梨県、沖縄県、群馬県、山形県、和歌山県、奈良県、栃木県、神奈川県、滋賀県の豚及びいのししの飼養農場において発生が確認されている。また、野生いのししにおいても、同病ウイルスが侵入し、感染区域が拡大、広範囲における発生リスクが高い状態が継続している。</p> <p>豚流行性下痢については、平成25年10月に国内で7年ぶりに発生が確認され、本県でも平成26年に5戸の農場で発生が確認された。その後、県内での発生は確認されていないが、平成30年9月から令和元年8月に関東を中心に発生数が増加した。このため、ワクチンの適正使用を進めるとともに、畜舎の出入口での消毒や衣服の更衣等の飼養衛生管理基準の遵守を徹底するなど、改めて防疫マニュアルに基づく対策を徹底することが重要である。</p>	<p>(1) 豚熱及びアジア、ヨーロッパ地域で発生が拡大しているアフリカ豚熱等を踏まえ、先般改正された飼養衛生管理基準への速やかな対応が求められている。</p> <p>(2) 県は、平常時から立入検査時に防疫対策の内容について理解を得るとともに、家畜の所有者等との信頼を構築し、家畜の飼養農場における衛生管理状況の把握に努める必要がある。</p> <p>(3) 豚及びいのししは、特に生産性に大きな影響を与えるウイルス性の伝染性疾病への対策が重要であり、可能な範囲で、衛生管理区域の出入口の限定、外部車両が入場せずに飼料の搬入や死亡畜の搬出を行える仕組み、さらには豚舎の適切な配置や壁の設置等の対策が有効である。</p> <p>(4) さらに、食品循環資源の飼料給餌は、加熱等の対策が不十分であった場合、アフリカ豚熱及び豚熱の主要な感染ルートとなるため、世界的に給餌を禁止する方向で対策が講じられている中、我が国の豚熱発生事例においても感染原因として否定できない事例が確認されていることから、適切な加熱等徹底した対策が必要である。</p>

		<p>(5) また、国内の野生いのししでの豚熱の感染が多数認められており、県内への豚熱侵入が危惧される。このため、野生いのししの生息地域に所在する家畜の飼養農場においては、野生いのしし由来の病原体を飼養家畜に感染させないことが重要である。</p> <p>(6) 豚流行性下痢、豚繁殖・呼吸障害症候群等は、家畜の生産性を低下させる疾病であるが、不顕性感染を示すため、これらの病原体が、家畜の飼養農場への侵入が認知されないまま、農場内あるいは農場外にまん延するおそれがある。</p> <p>このため、家畜の所有者等は、これら疾病の侵入リスクを認識し、家畜保健衛生所と協力して飼養衛生管理の遵守徹底を図るとともに、導入時検査、ワクチンの接種等の取組を適切に実施する必要がある。</p>
<p>鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥</p>	<p>高病原性鳥インフルエンザは、令和2年11月に香川県で発生が確認されて以降、令和3年3月31日時点で18県52事例が確認され、野鳥においても、令和2年10月に北海道で採取された糞便で確認されて以降、18道県58事例が確認された。</p> <p>本県では、令和2年11月25日に宗像市において県内初となる本病の発生が確認され、約9万2千羽の飼養鶏が処分された。</p> <p>野鳥において本病ウイルスの保有が多数確認される期間は、家きんにおける本病の発生リスクも高いことが示唆されていることから、引き続き、飼養衛生管理の徹底による家きんにおける発生予防及び発生時の早期の防疫措置によるまん延防止に取り組む必要がある。</p>	<p>(1) 養鶏場、特に開放型鶏舎においては、野鳥からのインフルエンザウイルス、ネズミからのサルモネラ属菌等の感染が危惧されることから、防鳥ネット、金網等の侵入防止対策が重要である。</p> <p>(2) 種鶏場においては、初生雛が病原体に感染しないよう、飼養衛生管理基準の遵守と併せて衛生的な飼料の給餌、各種ウイルス病に対するワクチンの接種等の取組を適切に実施することが重要である。</p> <p>(3) コクシジウム症、外部寄生虫病による皮膚疾患、その他不顕性感染を示しながら家畜の生産性を大きく低下させる疾病が多数あり、これらの病原体が、家きんの飼養農場への侵入が認知されないまま、農場内あるいは農場外にまん延するおそれがある。</p> <p>このため、家きんの所有者等は、これらの疾病の侵入リスクを認識し、家畜保健衛生所と協力して飼養衛生管理基準の遵守徹底を図ることが重要である。</p>
<p>馬</p>		<p>馬は、特に軽種馬において運動が必須であり、</p>

		<p>野外での飼養が一般的であること、また、繁殖や競技のために国内外の移動があることから、各種器具・機材の消毒の実施及びインフルエンザ、破傷風等に対する適切なワクチンの接種が重要である。また、肉用馬においても、肥育素馬を国内のみならず海外からも導入するため、導入元での疾病の発生状況を考慮しながら、輸送前後の健康観察、衛生的な飼料の給餌、定期的な厩舎の清掃・消毒等を実施し、飼養衛生管理基準の遵守徹底を図ることが重要である。</p>
--	--	--

(3) 各主体における課題

- 1) 県は、家畜の所有者等及び関連事業者に対して家畜ごとに定められた飼養衛生管理基準の内容の普及を図るとともに、家畜の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を把握し、遵守が不十分であると認められる場合は、指導等を実施する必要がある。特に、家畜の所有者等に対し、言語によるコミュニケーションに配慮が求められ、外国人を含む従業員への畜産物の輸入規制の遵守及び農場での早期通報体制の確実な整備を徹底させることが重要である。また、県は、平常時から家畜の所有者等との連絡体制を確保し、疾病発生時の対応の周知に努めるとともに、家畜の伝染性疾病の発生を想定した訓練を行うことにより、現場に効果的かつ効率的に飼養衛生管理基準の再徹底を実施できる体制を整備する必要がある。
- 2) 埋却地は、家畜の所有者による確保を原則としながらも、あらかじめ確保した埋却地の利用が困難な場合を想定し、利用可能な埋却地が確保されるまでの間の緊急的な措置として県は、焼却施設を有する市町村等との事前協議や移動式レンダリング装置の設置スペースの確保等を家畜の所有者と協力して進める。
- 3) 市町村及び生産者団体等は、家畜の所有者等との関係構築に努め、最新の家畜衛生に関する情報の共有及び家畜の飼養農場に関する情報の収集を行う体制を整備することが重要である。
- 4) 獣医師等は、飼養衛生管理基準の遵守指導の手引き等を活用して、定期的に指導力の強化に取り組むとともに、家畜の伝染性疾病に関する十分な知識を修得し、疾病の早期発見に努めることが必要である。
- 5) 家畜の所有者等は、飼養衛生管理上の基本的備えとして、以下の取組を実践することが特に重要である。

【必ず実施すべき事項】

- ① 家畜の伝染性疾病予防の専門家の意見を反映させた飼養衛生管理マニュアルを作成し、

衛生管理区域に立ち入る全ての従事者等（衛生管理区域において当該家畜の飼養を行う者その他当該衛生管理区域に出入りする者をいう。以下同じ。）が当該マニュアルの内容を遵守するよう看板の設置その他の必要な措置を講ずる。

- ② 従事者等以外の者が衛生管理区域内へ立ち入らないよう、境界の明確化及び侵入防止対策を講ずるとともに、立ち入った者の管理台帳への記録を確実に実施させる。
- ③ 衛生管理区域に出入りする者に対し、衛生管理区域の出入口において、衛生管理区域専用の衣類及び靴の着用並びに手指の洗浄及び消毒等を確実に実施させる。
- ④ 衛生管理区域に車両を出し入れする者に対し、衛生管理区域の出入口において、車両の消毒とともに、車内における交差汚染防止対策を確実に実施させる。
- ⑤ 畜舎等に出入りする者に対し、畜舎等の出入口において、畜種ごとの飼養衛生管理基準の規定に応じた畜舎等専用の衣服及び靴の着用並びに手指の洗浄及び消毒等を確実に実施させる。
- ⑥ 衛生管理区域内において、資材、機材等の整理整頓を行う。
- ⑦ 牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊の所有者は、法第 21 条の規定に基づく家畜の死体の埋却の用に供する土地の確保又は焼却若しくは化製のための準備を行う。
- ⑧ 家きん、豚及びいのししの所有者にあつては、法第 21 条の規定に基づく家畜の死体の埋却の用に供する土地の確保又は焼却施設を確保する。それらの確保が困難な場合は、焼却施設、移動式レンダリング装置等の利用に係る措置（機械の設置場所、資材及び作業者の確保等をいい、以下、「埋却等に備えた措置」という。）について県と協力して進める。

【実施が推奨される事項】

- ① メールアドレスの取得並びにインターネットの接続環境及び閲覧機器の確保を行い、国及び県から発信される家畜衛生に関する情報を適時把握できる環境を整備する。なお、環境が整備されるまでの間は、FAX等で代用する。
- ② 家畜の伝染性疾病の発生リスクが高まった場合に備え、家畜の飼養農場で実施すべき対応を想定し、衛生管理区域において当該家畜の飼養を行う全従業員で平常時から訓練しておく。

Ⅲ 指導等の実施に関する基本的な方向

1 指導等に関する基本的な方向

飼養衛生管理基準は、全ての家畜の所有者が家畜の飼養に係る衛生管理において守るべき基準であり、ひとたび家畜の伝染性疾病が発生した場合には、近隣及び関連農場のみならず、関連事業者を含めた地域全体の経済活動に影響が及ぶという性質上、家畜の所有者は、自らその徹底に努める必要がある。また、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の取組は、家畜の所有者等、国、県、市町村、関連事業者、生産者団体、獣医師等及びその他の関係者が連携して総合的に実施していくことが重要である。このため、特に飼養衛生管理に係る指導等を実施する県においては、地域の家畜衛生上の課題を的確に把握し、効率的かつ計画的に指導等を実施していくことが重要である。

《A》家畜衛生の推進に係る協働体制の構築

- (1) 県は、家畜の伝染性疾病による畜産業への被害を最小限に抑えるため、市町村、関連事業者、生産者団体及び獣医師等と協力して、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に向けた事前対応型の防疫体制を整備する必要がある。
- (2) 一方、衛生管理区域に出入りする者は、衛生管理区域において当該家畜の飼養を行う者や関連事業者のほか、施設又は設備の施工業者、水道、電気、ガス等の管理業者、郵便業者、宅配業者等多岐にわたる中、家畜の伝染性疾病の病原体は、一般に目に見えず感染した動物も明確な症状を呈するとは限らないこと、わずかな数でも感染が成立すること等から人の出入りと病原体の侵入との因果関係が把握され難く、これらの関係者にも家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の取組へ協力してもらうことが不可欠となっているが、当該関係者に防疫対策に関する正しい理解が浸透しているとは言えない。
- (3) このため、家畜の所有者及び飼養衛生管理者（以下「家畜の所有者等」という。）に対して指導を行う各主体は、相互に連携を図りながら、正しい知識の普及、情報の収集及び提供、人材の養成及び確保、迅速かつ的確な連絡体制の整備のための、協働体制の構築に取り組むことが重要である。

《B》生産性向上を阻害する疾病の低減

家畜の所有者等は、国、県、市町村及び生産者団体からの助言により、呼吸器病や下痢、乳房炎等、生産性を阻害する疾病に対する認識や理解の向上に努め、飼養衛生管理基準の遵守を徹底するとともに、異状を呈する家畜を発見した場合は、獣医師等に速やかに通報し、助言を自ら求め、原因を追及することが重要である。

《C》動物用医薬品の適正な流通・使用と薬剤耐性に対する認識の向上

- (1) 抗菌剤の不適切な使用によって発生・増加する薬剤耐性菌は、畜産分野において、家畜の治療を困難とするほか、食品を介して人へと伝播し、人の感染症の治療も困難とするおそれがあり、近年、国際的に、更なる対策の強化が求められている。県は、このような情勢を十分に認識し、抗菌剤の不適切な使用による薬剤耐性菌の出現を防ぐため、販売業者、

獣医師、家畜の所有者等の抗菌剤の慎重使用に関する認識の向上を図り、抗菌剤を含む動物用医薬品の適正な流通・使用が図られるよう監視及び指導を徹底することが必要である。

- (2) 獣医師及び家畜の所有者等は、関係法令に従い適切に動物用医薬品を使用することが必要である。特に、抗菌剤を使用する際には、適切な診断に基づき、薬剤感受性を把握した上で第一次選択薬から使用することが重要である。また、抗菌剤を含む要指示医薬品について、獣医師が指示書を発行し家畜の所有者等に使用を指示する場合にあっては、県は、指示書に基づき適切に使用するよう家畜の所有者等へ指導を徹底することが重要である。

《D》野生動物への対策強化

- (1) 県は、地域の関係者と協力し、野生動物の捕獲や、清浄性又は浸潤状況を確認するための野生動物の検査のほか、食品残さ等を介した野生動物への感染を防止するための対策を総合的に推進することが重要である。
- (2) 家畜の所有者等は、野生動物が隠れる場所をなくすよう、衛生管理区域周囲の除草その他の必要な措置を講ずるとともに、衛生管理区域並びに畜舎及び飼料倉庫、堆肥舎等の関連施設に野生動物が侵入しないよう、防護柵、防鳥ネットの設置等、家畜の飼養農場が置かれた状況を踏まえた効果的な対策を講ずることが重要である。

2 指導等の実施に関する基本的な方向

- (1) 家畜の所有者により選任され、家畜と毎日接する飼養衛生管理者は、飼養する家畜の飼養衛生管理について、農場ごとに衛生管理マニュアルを作成し、少なくとも年1回以上、自己点検を行う。県は、その結果を家畜の所有者と共有するよう指導等を行う。
- (2) 県は、法第12条の3の4に基づく飼養衛生管理指導等計画（以下「指導計画」という。）を定め、原則として3年ごとに見直しを行う。指導計画の規定事項のうち、特に「重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項」については、家畜の種類ごとに当該事項を明らかにするとともに、それぞれ指導等に必要な期間及びその理由を明らかにする。また、原則として3年間の計画期間中に、県内の全農場における必要な指導等が完了するよう、地域ごとの家畜の飼養農場数、家畜の飼養状況、指導等の進捗状況等を踏まえ、毎年度、優先的に指導等を実施すべき家畜の種類、地域及び重点的に指導等を行うべき飼養衛生管理基準の事項並びにその理由（以下「優先事項等」という。）を定め、地域の関係者の連携した防疫活動の実施等に資するため、別途公表する。また、指導計画の策定及び見直しに当たっては、指導計画の実施に係る年度ごとのスケジュール（以下「年間指導スケジュール」という。）を3年分作成し、以降、毎年度、必要に応じて見直しを行う。なお、指導計画の見直しに当たっては、大規模農場及び生産者団体の意見も踏まえた実効的な内容とする。

- (3) 県は、毎年、家畜の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況について、国が別途示す様式を使用し、確認を行う。その際、飼養衛生管理者が法第 12 条の 4 による定期報告等として行う自己点検の結果も併せて確認する。当該確認の結果、飼養衛生管理基準の遵守状況が著しく不十分である場合等、衛生管理の改善のために必要と考えられる場合は、法第 12 条の 5 及び第 12 条の 6 の指導及び助言並びに勧告等を実施する。また、県は、自己点検の方法等についても、農場の衛生管理マニュアルへの反映や次回の自己点検の取組の強化に繋がるよう必要な指導等を行うこととし、特に、全ての家きんの所有者及び飼養衛生管理者に対して、毎年、高病原性鳥インフルエンザの発生シーズン前の 10 月頃から飼養衛生管理基準の遵守状況に関する自己点検を実施し、シーズン中は不遵守がなくなるまで毎月繰り返して行うこと（一斉点検）を指導する。
- (4) 県は、(3) の確認を立入りにより行うことが望ましいが、従前の遵守状況、指導等の経過等を考慮し、必ずしも家畜防疫員の指導等が必要ないと考えられる場合は、電話、写真、動画等により確認を行うことを可とする。ただし、計画期間中、全ての農場に少なくとも 1 回は、家畜防疫員が立入りを行う。
- (5) 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認及び指導等については、指導計画及び(2)により公表した優先事項等に即して、計画的に実施するよう努めることとする。なお、(3) 及び(4)の結果、家畜の伝染性疾病の発生状況、新たに優先的に指導等を行うべき家畜の種類、地域、項目等が判明した場合には、県は、優先事項等を変更することができる。
- (6) 県は、畜産事業者に対する補助事業・制度資金を措置するに当たり、飼養衛生管理基準の遵守に係るクロスコンプライアンスの導入を推進する。特に規模拡大を行う畜産事業者に対する埋却地等の確保が確実に図られるよう取り組む。

第二章 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向を把握するために必要な情報の収集に関する事項

実施方針

- 1 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向に係る情報収集については、県による迅速な指導等を通じて家畜の伝染性疾病の発生を予防するために重要である。

このため、県は、第一章のⅢを基本に、平常時から各家畜の飼養農場における家畜の飼養に係る衛生管理の状況に関する情報収集を行う。

- 2 家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向に係る情報収集については、疾病発生の危険度が高まった場合の早期警告に不可欠であるとともに、その結果に応じた的確に発生予防及びまん延防止の措置を講ずるために重要である。

このため、国は、家畜防疫対策要綱に基づき、毎年度、全国的に浸潤状況を把握すべき対象疾病及びその方法を示し、県は、これに沿って、法第5条第1項又は第51条第1項に基づき、全国的サーベイランスを実施する。

また、県は、こうした全国的サーベイランスの実施に加え、各地域における地理的状況や監視伝染病の流行状況等を踏まえ、地域的サーベイランスを実施する。

さらに、野生動物が感染源及び感染拡大の主要な要因となるアフリカ豚熱及び豚熱については、県は、防疫指針に基づき、関係部局や猟友会等の関係団体と連携し、平常時から死亡いのししを中心としたサーベイランスを徹底する。

なお、県は全国的サーベイランス及び地域的サーベイランスの実施に関する計画（時期、地域、検査対象、方法等）について、毎年作成し公表する。

- 3 県は、家畜の所有者等から得た飼養衛生管理に係る情報、サーベイランス及び病性鑑定の結果に係る情報等について、積極的に整理及び分析を行い、家畜の所有者等に有用な情報を提供することにより、事前対応型の有効かつ的確な防疫体制の構築を図るとともに、県の情報収集等の活動に対する家畜の所有者等の理解醸成に努める。

第三章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

I 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

1 重点的に指導等を実施すべき事項及び指導等の実施方針

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき事項	指導等を実施する目安の地域、時期等	実施の方法
牛、鹿、めん羊及び山羊	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の所有者の責務の徹底 ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・衛生管理区域の適切な設定 ・記録の作成及び保管 ・衛生管理区域の出入口における車両の消毒 ・特定症状が確認された場合の早期通報 ・埋却等に備えた措置 	<p>地域 時期 県域 令和3～5年度</p>	<p>(1) 県は、毎年、第一章のⅢの2の(2)から(6)までの方法により、飼養衛生管理状況の確認及び指導等を行う。確認に当たっては、国が作成する飼養衛生管理基準の遵守指導に係る手引き、チェック様式等を活用して適正な水準で実施する。指導に当たっては、最新の家畜衛生、畜産経営、生産振興等に関する情報を踏まえ、防疫上必要な水準とすることを前提に、従事者等が継続的に衛生管理対策を実践できるよう労務負担やコストの低減にも配慮して行うよう努め、必要に応じて近隣農場の優良事例を紹介する等、総合的に飼養衛生管理の向上を推進する。飼養衛生管理マニュアルは、図示や多言語対応により全従業員が理解できる内容とし、従業員教育、更衣・消毒の手順や入退場及び更衣・消毒の記録の方法についても規定し、従業員への周知徹底を行う。</p> <p>(2) 県は、法第12条の4に基づく定期の報告、法第51条に基づく立入検査等によって、家畜の所有者の不遵守を確認した場合において、法第12条の5及び第12条の6の規定による指導及び助言並びに勧告等を行うときは、飼養衛生管理基準の遵守指導の手引きや、国からの逐次の指導等を踏まえ、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第21条の7及び以下の①から④までの規定に従って実施する。</p> <p>①県は、法第12条の4に基づく定期の</p>

		<p>報告、法第 51 条に基づく立入検査等によって、家畜の所有者の不遵守を確認し、改善を促してもなお当該家畜の所有者が不遵守状況の改善を行わないなど、衛生管理が行われることを確保するため必要があるときは、法第 12 条の5に基づき、飼養衛生管理基準に定めるところにより家畜の飼養に係る衛生管理を行うよう、当該家畜の所有者に対して指導及び助言を行う。</p> <p>指導及び助言に当たっては、不遵守の内容及び不遵守事項ごとに具体的な改善方法を明示し、文書を交付して指導及び助言する。</p> <p>② 県は、①における確認をさせた結果、家畜の所有者がなお飼養衛生管理基準を遵守していないと認めるときは、法第 12 条の6第 1 項に基づき、期限を定めて、家畜の飼養に係る衛生管理の方法を改善すべきことを勧告する。</p> <p>勧告に当たっては、不遵守の内容及び不遵守事項ごとに具体的な改善方法を明示し、文書を交付して勧告する。</p> <p>また、家畜の所有者が改善すべき期限として定める期間は、原則 1 週間（ただし、施設整備等が必要である場合その他の理由により、1 週間以内に改善することが困難と認められる場合には、不遵守の内容に応じた合理的な期間。本項の③及びなお書きにおいて同じ。）とし、当該期間が経過した後、県は速やかに必要な改善が実施され、もって飼養衛生管理基準が遵守されていることを確認する。</p> <p>③ 県は、②における確認の結果、家畜の所有者がその勧告に従わないときは、その者に対し、法第 12 条の6第 2 項に基づき、期限を定めて、その勧告に係る</p>
--	--	--

			<p>措置をとるべきことを命令する。</p> <p>また、家畜の所有者が改善すべき期間として定める期間は、原則1週間とし、当該期間が経過した後、県は、速やかに、勧告に係る措置がとられていることを確認する。</p> <p>④ ①から③までの改善状況の確認は、法第51条に基づく立入検査等その他県が適切と認める方法による。</p> <p>なお、法第34条の2に基づき、まん延防止措置として実施する緊急の勧告及び命令の際も同様に取り扱うこととするが、これらの勧告又は命令の実施後に、改善したことを確認する期間は、原則としてそれぞれ1週間、3日間とする。</p> <p>(3) 県は、法第12条の6第3項及び第34条の2第3項の命令違反者について、周辺農家及び関連事業者におけるリスク管理の取組が適切に実施されるよう、家畜の飼養農場の名称及び所在地、代表者名又は家畜の所有者の氏名、違反事由等を速やかに公表するとともに、速やかに国へ報告する。</p> <p>なお、命令違反者の公表は、命令を遵守できなかったことについて家畜の所有者の責めに帰すべき事由がない場合を除き原則公表する。</p>
<p>豚及びいのしし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の所有者の責務の徹底 ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・衛生管理区域の適切な設定 ・記録の作成及び保管 ・処理済みの飼料の利用 ・衛生管理区域への野生動物の侵入防止 ・畜舎ごとの専用の靴の設置及 	<p>地域 時期 県域 令和3～5年度</p>	<p>同上</p>

	<ul style="list-style-type: none"> び使用並びに手指の洗浄及び消毒 ・家畜を移動させる畜舎間通路の消毒などの畜舎外での病原体による汚染防止 ・野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 ・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 ・特定症状が確認された場合の早期通報 ・埋却等に備えた措置 		
<p>鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の所有者の責務の徹底 ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・衛生管理区域の適切な設定 ・記録の作成及び保管 ・衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 ・野生動物の侵入防止のためのネット等（2cm以下の網目）の設置、点検及び修繕、除糞ベルト、集卵ベルト等の通過口におけるカバー、シャッター等の設置 ・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 ・特定症状が確認された場合の早期通報及び通報基準の従業員への周知 ・埋却等に備えた措置 	<p>地域 時期 県域 令和3～5年度</p>	同上
馬	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の所有者の責務の徹底 ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・衛生管理区域の適切な設定 ・記録の作成及び保管 ・器具の定期的な清掃又は消毒等 	<p>地域 時期 県域 令和3～5年度</p>	同上

2 各年度の優先事項等

県は、各年度における優先的に指導等を実施すべき家畜の種類及び地域並びにそれぞれについて重点的に指導等を行うべき飼養衛生管理基準の事項及びその理由を別表1のとおり定める。

II I以外で推奨すべき、飼養衛生管理上の事項

県は、各主体が実施すべき下記の事項に留意して周知、指導等を行う。

- 1 県は、飼養衛生管理基準が定められた家畜の種類ごとに、主要な伝染性疾病に関し、その病原体の伝播経路（感染方式）及び有効な消毒薬並びに感染した家畜の病態等について周知を図る。
- 2 県は、家畜の伝染性疾病の発生等により、飼養衛生管理基準に規定する内容以外の飼養衛生管理上の措置が必要となった場合には、家畜の所有者等に対し、その必要となった措置を講ずるよう指導を行う。
- 3 県は、大規模農場（豚1万頭以上、鶏20万羽以上が対象）における監視伝染病の発生に備えた対応計画（焼却又は埋却の実施等を含む。）の策定及び消毒薬等の防疫資材の備蓄の取組について、指導計画の優先事項に定め、指導等を行う。
- 4 家畜の所有者等は、野生動物が家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されているものとして農林水産大臣が指定する地域において講ずることが必要となる追加措置について、平常時から、各農場で取るべき対応を想定しておく。
- 5 家畜の所有者は、家畜（家きん）の死体の埋却地の確保を進める。県は、利用可能な土地に関する情報等の収集、また、焼却施設又は化製処理施設のリストアップ及び発生時の利用について関係者との調整を進めるとともに、鶏を焼却処理する場合に備えて密閉容器の確保に努める。

第四章 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する事項

家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針

- 1 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止を地域レベルでより実効的に確保するためには、家畜の所有者又はその組織する団体が、飼養衛生管理基準の内容や指導事項に関する情報共有、飼養衛生管理に係るマニュアルの策定、効果的な飼養衛生管理に関する研修の実施、先進的な畜産経営における衛生管理の取組状況の紹介、補助事業に関する情報の共有、一斉消毒の共同実施等の自主的措置に取り組むことが重要である。
- 2 県は市町村と連携を図りながら、1の自主的措置に対して、国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況、最新の科学的知見や疫学情報等を踏まえ、飼養衛生管理基準の遵守に当たり有益な技術的助言等を行う。
- 3 また、県は市町村や関係団体と連携して平常時における、家畜の所有者等に対する飼養衛生管理基準の内容等に関する研修会や説明会の開催、県等が実施する防疫演習への協力、飼養衛生管理マニュアルの作成、自己点検等に関する技術的な助言等を行う。

第五章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

I 都道府県の体制整備

1 家畜防疫員の確保

法第 53 条第 4 項において、都道府県知事は、法に規定する事務を処理するために必要となる員数の家畜防疫員を確保するよう努めることとされている。このため、県は、平常時から農林水産分野の公務員獣医師の確保、退職獣医師等の潜在的人材の活用等を通じ、家畜防疫員の確保を計画的に図るよう努める。

2 家畜防疫員の育成

県は、国等が開催する家畜衛生や飼養衛生管理に関する研修会及び講習会に家畜防疫員を積極的に参加させるように努め、これらの研修内容や飼養衛生管理に係る指導事例を情報共有することで家畜防疫員の指導力の強化を図る。

II 飼養衛生管理者の選任、研修等

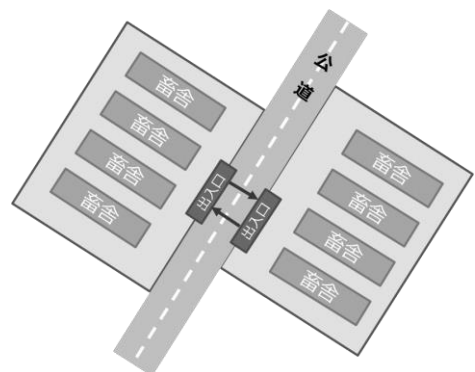
1 飼養衛生管理者の選任に関する方針

- (1) 平常時から家畜と接している家畜の所有者や全ての従事者等が飼養衛生管理基準を遵守することが重要であり、飼養衛生管理者は、国及び県から提供される最新の家畜衛生に関する情報も活用し、衛生管理区域における飼養衛生管理の適正な実施を担保する中心的存在として、選任されるものである。このため、県は、家畜の所有者によって選任された飼養衛生管理者（家畜の所有者が自ら飼養衛生管理者となる場合には、当該家畜の所有者）が、衛生管理区域において、現に、家畜と接する従事者等が飼養衛生管理を適正に実施しているかを確認し、必要に応じて指導することができる者であるかを担保する観点から、(2) から (4) までにより選任指導を行う。

- (2) 県は、家畜の所有者に対し、衛生管理区域ごとに、その衛生管理区域の管理経験や知識、管理指導の能力が豊富な者を、飼養衛生管理者として選任するよう指導等を行う。

- (3) 県は、家畜の所有者に対し、衛生管理区域ごとに、それぞれ別の飼養衛生管理者を選任するよう指導等を行う。ただし、右図のように衛生管理区域が隣接している場合や、その経営形態の性質からいって、複数の衛生管理区域を一人で管理したとしても、飼養衛生管理基準や適切な防疫手法の共有をはじめとした業務の実施に支障がない場合には、この限りでない。なお、大規模所有者に対しては、畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置するよう指導等を行う。

【図：イメージ】



(4) 県は、衛生管理区域ごとの飼養衛生管理者の選任状況を、毎年の定期報告により把握する。

この際、

- ① 飼養衛生管理者が選任されていない衛生管理区域が生じないように、定期報告により、飼養衛生管理者を選任していない衛生管理区域があることが明らかになった場合には、期限を定めるなど、速やかに選任するよう指導を徹底する。
- ② また、定期報告により報告された飼養衛生管理者の住所が衛生管理区域から著しく遠方にある場合や、多数の衛生管理区域を通じて一人の飼養衛生管理者を選任している場合等、衛生管理区域において飼養衛生管理が適正に行われているかを確認及び指導することが事実上困難と考えられる場合には、県は、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理者の選任状況を見直すよう指導等を行う。

2 飼養衛生管理者に対する研修・教育に関する方針

県は、飼養衛生管理者がその業務を行うために必要な知識・技術の習得・向上を図ることができるよう、原則として、毎年1回以上、以下の事項に関する研修の機会を提供するとともに、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理者を当該研修に参加させるよう指導等を行う。また、家畜の所有者自身が当該研修に参加することも併せて推奨する。なお、研修会の開催のほか、資料等の提供により飼養衛生管理者に必要な知識・技術の習得・向上を図ることも可能とする。

- ① 海外及び国内（特に県）における家畜の伝染性疾病の発生の状況・動向
- ② 飼養衛生管理基準の内容及び同基準を遵守するための具体的な措置の内容
- ③ 県の指導計画の内容
- ④ その他必要な知識・技術の習得・向上に資する事項

3 飼養衛生管理者に対する情報提供に関する方針

(1) 県は、必要に応じて家畜の所有者等に対し、以下の情報を直接提供する。

- ① 平常時には、国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況、最新の科学的知見に関する事項、家畜の所有者等に対する研修に関する事項、国又は県による飼養衛生管理に係る調査、注意喚起又は指導に関する事項、家畜の伝染性疾病の発生状況の調査に関する事項等
- ② 家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾病の感染確認時には、当該疾病の発生状況に関する事項、法に基づく制限等に関する事項、国又は県による緊急の飼養衛生管理に係る調査、注意喚起又は指導に関する事項等

(2) 国及び県は、言語によるコミュニケーションに配慮する必要がある外国人従業員に対し、外国語による資料の作成・提供等を行うよう努める。また、技能実習生の受入団体等に対し、研修の実施、当該団体を通じた情報提供等を働きかける。

Ⅲ その他指導等の実施体制に関する事項

- 1 県は、法第 12 条の 3 の 4 第 5 項に基づき指導計画を国に報告するに当たり、年間指導スケジュールを添付するものとし、国から当該指導計画の策定、変更等に係る助言があった場合は、可能な限りその助言を当該指導計画に反映させるよう努める。
- 2 県は、前年度の指導計画の実施状況、その年の家畜の飼養衛生管理の状況及び家畜防疫員の確保状況を、国が別途示す様式により、7 月 31 日までに国へ報告する。
- 3 県は、法第 12 条の 5 の規定による指導及び助言、法第 12 条の 6 第 1 項の規定による勧告並びに同条第 2 項の規定による命令の実施状況を、2 の様式により、4 半期ごとに国へ報告する。また、法第 12 条の 6 第 3 項及び第 34 条の 2 第 3 項の命令違反者を公表する場合は、2 の様式により、速やかに国へ報告する。

第六章 防疫連絡協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等実施に関し必要な事項

I 防疫連絡協議会等の活用と相互連携に関する方針

- 1 家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止のためには、家畜の所有者、国、都道府県、市町村、関連事業者、生産者団体及び獣医師等が、それぞれの役割を自覚し関係者が常に情報共有や意思疎通を可能とする仕組みを構築することで相互に連携することが重要である。
- 2 このため県は、九州ブロック家畜衛生主任者会議や県境防疫連絡協議会等を活用し、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のため国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況、最新の科学的知見、飼養衛生管理の向上のための指導事項等の情報提供、家畜伝染病発生時の人員及び資材等の融通、県境域の消毒ポイントの設置及びその運営、家畜集合施設の開催及び運用に関する方針等連携強化に関する協議等について近隣県との情報共有を図り、相互に連携するものとする。
- 3 また、県は、2のほか、県内における家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の措置等を円滑かつ適切に実施するため、家畜防疫対策連絡会議を活用し、市町村、関係団体と相互に連携するものとする。

【県外の関係機関との連携】

協議会等の種類	構成	設置時期	事務局	協議内容
九州・沖縄・山口ブロック家畜衛生主任者会議	農林水産省、九州農政局、動物検疫所、動物衛生研究部門、九州・沖縄・山口各県畜産主務課	設置済	幹事県（山口県を除く各県輪番）畜産主務課	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜衛生の現況と対策に関すること ・家畜防疫対策の現況と課題に関すること
（福岡・佐賀）県境家畜防疫対策協議会	福岡県：中央家畜保健衛生所（家保）、両筑家保、筑後家保、畜産課 佐賀県：中部家保、北部家保、畜産課	平成2年1月	幹事県家保	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜衛生の現況と対策に関すること ・家畜防疫対策の現況と課題に関すること ・家畜保健衛生所の運営に関すること
（福岡・各県）県境家畜防疫連絡協議会	福岡県：北部家保、両筑家保、筑後家保、畜産課 対山口県：西部家保、畜産振興課 対熊本県：城北家保、畜産課 対大分県：宇佐家	—	幹事県家保	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜伝染病の発生状況、予防等に関すること ・家畜衛生指導に関すること ・家畜保健衛生所の運営に関すること ・その他両者が必要と認めた事項

	保、玖珠家保、畜産 振興課			
--	------------------	--	--	--

【県内の関係機関との連携】

協議会等の 種類	構成	設置時期	事務局	協議内容
家畜防疫対 策連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県特定家畜伝染病 防疫対策本部幹事課 ・ 県機関 ・ 市町村 ・ 畜産関係団体 ・ 口蹄疫等防疫支援 協定締結団体 	平成 23 年 6 月	県畜産課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福岡県特定家畜伝染病防疫対策本部について ・ 特定家畜伝染病が発生した場合の措置につい て

II 家畜の伝染性疾病の発生時における緊急対応に関する方針

- 1 県は、アフリカ豚熱、口蹄疫、牛疫及び鳥インフルエンザ等の重大な伝染性疾病が県内や隣県の家畜において発生し、又は野生動物において確認された場合には、防疫指針に基づき、豚熱に加え、アフリカ豚熱、口蹄疫、牛疫及び鳥インフルエンザ等について適切にサーベイランスを実施するとともに、周辺の家畜の飼養農場に対し、当該疾病の発生・確認に伴い設定される制限区域内を中心に、飼養衛生管理基準の遵守状況について家畜防疫員による直近の確認結果や立入検査を活用し速やかに緊急点検を実施する。
- 2 その際、県は、現に近隣で疾病が発生していること及び既に病原体が農場内に侵入している可能性があることを踏まえ、飼養衛生管理基準のうち、特に「II 衛生管理区域への病原体の侵入防止」及び「IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止」が確実に実施されているかを電話での聞き取りや立入検査等により確認し、実施が不十分と考えられる場合には、第三章の I の 1 のとおり、法第 34 条の 2 に基づき緊急の勧告又は命令を行う。
- 3 また、県は、周辺の家畜の飼養農場において特定症状が確認された場合の早期通報が円滑かつ確実に行われるよう、疾病の発生状況、管轄家畜保健衛生所の電話番号等の連絡方法、通報が必要となる症状等について広報等により周知する。

III 通常の家畜の飼養農場以外の場所への対応に関する方針

- 1 法においては、家畜の飼養に係る用途にかかわらず、法で指定された家畜を飼養している者は、飼養衛生管理基準を遵守する義務がある。このため、通常の家畜の飼養農場以外の場所（観光牧場、動物園、愛玩動物飼育場等）についても、その定期的・計画的な指導等のため、本指導計画の対象とする。

2 その際、県は、それぞれの飼養環境・形態の特徴、人及び野生動物との接触の機会等を考慮の上、飼養衛生管理上の留意点を明示的に指導等を行う。

また、動物園等を対象に指導等を行う場合には、畜産課以外の関係部局に飼養衛生管理基準の遵守の重要性を説明した上で、適切に連携して行う。

(別表1)

令和3年度 優先事項等

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥	<ul style="list-style-type: none"> ・家さんの所有者の責務の徹底 ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・衛生管理区域の適切な設定 ・記録の作成及び保管 ・衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 ・野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 ・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 ・特定症状が確認された場合の早期通報 ・埋却等に備えた措置 	県内全域	鳥インフルエンザ等の家畜伝染性疾病の発生予防のため	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
豚及びいのしし	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の所有者の責務の徹底 ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・衛生管理区域の適切な設定 ・記録の作成及び保管 ・処理済みの飼料の利用 ・衛生管理区域への野生動物の侵入防止 ・畜舎ごとの専用の靴の設置及び使用並びに手指の洗浄及び消毒 ・野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 ・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 ・特定症状が確認された場合 	県内全域	豚熱及びアフリカ豚熱等の家畜伝染性疾病の発生予防のため	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

	の早期通報 ・埋却等に備えた措置			
--	---------------------	--	--	--

令和4年度 優先事項等

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥	<ul style="list-style-type: none"> ・家さんの所有者の責務の徹底 ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・衛生管理区域の適切な設定 ・記録の作成及び保管 ・衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 ・野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 ・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 ・特定症状が確認された場合の早期通報 ・埋却等に備えた措置 	県内全域	鳥インフルエンザ等の家畜伝染性疾患の発生予防のため	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
豚及びいのしし	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の所有者の責務の徹底 ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・衛生管理区域の適切な設定 ・記録の作成及び保管 ・処理済みの飼料の利用 ・衛生管理区域への野生動物の侵入防止 ・畜舎ごとの専用の靴の設置及び使用並びに手指の洗浄及び消毒 ・家畜を移動させる畜舎間通路の消毒などの畜舎外での病原体による汚染防止 ・野生動物の侵入防止のため 	県内全域	豚熱及びアフリカ豚熱等の家畜伝染性疾患の発生予防のため	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

のネット等の設置、点検及び修繕 ・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 ・特定症状が確認された場合の早期通報 ・埋却等に備えた措置			
--	--	--	--

令和5年度 優先事項等

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の所有者の責務の徹底 ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・衛生管理区域の適切な設定 ・記録の作成及び保管 ・衛生管理区域の出入口における車両の消毒 ・特定症状が確認された場合の早期通報 ・埋却等の準備 	県内全域	口蹄疫等の家畜伝染性疾病の発生予防のため	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
馬	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の所有者の責務の徹底 ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・衛生管理区域の適切な設定 ・記録の作成及び保管 ・器具の定期的な清掃又は消毒等 	県内全域	馬伝染性貧血等の家畜伝染性疾病の発生予防のため	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(参考1) 令和3～5年度年間指導スケジュール

時期	飼養者の定期報告	家畜保健衛生所による確認・指導	地域	
令和3年度	4月	自己点検結果の県への提出（牛豚馬）	自己点検の助言・確認（家きん）	県域
	5月		↓	
	6月	自己点検結果の県への提出（家きん）	遵守状況の確認・改善指導（豚）	
	7月		↓	
	8月		遵守状況の確認・改善指導（家きん）	
	9月		↓	
	10月	自己点検の実施（家きん）	↓	
	11月	自己点検の実施（豚、家きん）	遵守状況の確認・改善指導（牛豚馬）	
	12月	自己点検の実施（家きん）	↓	
	1月	自己点検の実施（家きん）	↓	
	2月	自己点検の実施（豚、家きん）	自己点検の助言・確認（牛豚馬）	
	3月	自己点検の実施（家きん）	↓	
令和4年度	4月	自己点検結果の県への提出（牛豚馬）	自己点検の助言・確認（家きん）	
	5月	自己点検の実施（豚）	↓	
	6月	自己点検結果の県への提出（家きん）	遵守状況の確認・改善指導（豚）	
	7月		↓	
	8月	自己点検の実施（豚）	遵守状況の確認・改善指導（家きん）	
	9月		↓	
	10月	自己点検の実施（家きん）	↓	
	11月	自己点検の実施（豚、家きん）	遵守状況の確認・改善指導（牛豚馬）	
	12月	自己点検の実施（家きん）	↓	
	1月	自己点検の実施（家きん）	↓	
	2月	自己点検の実施（豚、家きん）	自己点検の助言・確認（牛豚馬）	
	3月	自己点検の実施（家きん）	↓	
令和5年度	4月	自己点検結果の県への提出（牛豚馬）	自己点検の助言・確認（家きん）	
	5月	自己点検の実施（豚）	↓	
	6月	自己点検結果の県への提出（家きん）	遵守状況の確認・改善指導（豚）	
	7月		↓	
	8月	自己点検の実施（豚）	遵守状況の確認・改善指導（家きん）	
	9月		↓	
	10月	自己点検の実施（家きん）	↓	
	11月	自己点検の実施（豚、家きん）	遵守状況の確認・改善指導（牛豚馬）	
	12月	自己点検の実施（家きん）	↓	
	1月	自己点検の実施（家きん）	↓	
	2月	自己点検の実施（豚、家きん）	自己点検の助言・確認（牛豚馬）	
	3月	自己点検の実施（家きん）	↓	

(参考2) 令和3から5年度 サーベイランススケジュール

家畜 区分	対象 疾病名	目的	実施方法			
			地域	期間	検査対象	方法
牛、 羊、 馬、 豚及 ひ鷄	牛、羊、 馬、豚及 ひ鷄伝染 性疾病	監視伝染 病感染家 畜の摘発	県内全域	通年	家畜保健衛生所長が 必要と認めた家畜	臨床検査による（必要に 応じて精密検査を実施）
牛、 羊、 馬、 豚及 ひ鷄	輸入家畜 着地検査	監視伝染 病感染家 畜の摘発	県内全域	通年	家畜防疫対策要綱 （平成11年4月12 日付け11畜A第467 号農林水産省畜産局 長通知、以下「対策 要綱」という。）の 別記7（輸入家畜の 着地検査指針）によ る	対策要綱及び病性鑑定指 針（平成27年3月13日 付け26消安第4686号農 林水産省消費・安全局長 通知。以下「病性鑑定指 針」という。）による
牛	ブルセラ 症	感染牛の 摘発	知事がブル セラ症の発 生予 防上検 査が必 要と 認めた区域	通年	実施する区域で飼養 されている牛のう ち、知事が必要と認 めたもの	家畜伝染病予防法施行規 則（昭和26年5月31日 農林省令第35号、以下 「施行規則」という。） 別表第1及び福岡県牛の ブルセラ症及び結核の清 浄性維持サーベイランス 実施要領による
牛	結核	感染牛の 摘発及び 清浄性の 維持・確 認	知事が結核 の発生予 防上検査が必 要と認めた 区域	通年	実施する区域で飼養 されている牛のう ち、知事が必要と認 めたもの	施行規則別表第1及び福 岡県牛のブルセラ症及び 結核の清浄性維持サーベ イランス実施要領による
牛	ヨ一ネ病	感染牛の 摘発及び 清浄性の 維持・確 認	知事がヨ一 ネ病の発生 予防上検査 が必要と認 めた区域	通年	実施する区域で飼養 されている牛のう ち、知事が必要と認 めたもの	施行規則別表第1による
牛、 めん	伝達性海 綿状脳症	感染牛、 感染めん	知事が伝達 性海綿状脳	通年	実施する区域に所在 する月齢若しくは推	施行規則別表第1及びT SE検査対応マニュアル

山羊		山羊等の摘発及び清浄性の確認	症の発生予防上検査が必要と認められた区域		定月齢が満48月以上で死亡した牛（死亡前に歩行困難又は起立不能を呈していなかった牛が満96月未満で死亡した場合を除く。）又は死亡前に農林水産大臣が指定する症状を呈していた若しくは呈していた可能性が高い牛の死体及び月齢若しくは推定月齢が満12月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体のうち、知事が必要と認められたもの	による
鶏	ニューカッスル病	感染鶏の摘発及び抗体保有状況の把握	県内全域	通年	家畜保健衛生所長が必要と認められた鶏	臨床検査及び血清学的検査による
鶏	家きんサルモネラ症（ひな白痢に限る。）	感染鶏の摘発及び抗体保有状況の把握	知事が家きんサルモネラ症（ひな白痢に限る。）の発生予防上検査が必要と認められた区域	通年	実施する区域で飼養されている鶏のうち、家畜保健衛生所長が必要と認められたもの	病性鑑定指針による
蜜蜂	腐蛆病	感染蜂群の摘発及び清浄性の維持・確認	知事が腐蛆病の発生予防上検査が必要と認められた区域	通年	実施する区域で飼養されている蜜蜂のうち、知事が必要と認められたもの	病性鑑定指針による
豚	オーエスキー病	感染豚の摘発及び清浄性の維持・確認	知事がオーエスキー病の発生予防上検査が必	通年	実施する区域で飼養されている豚のうち、知事が必要と認められたもの	病性鑑定指針による

		認	要と認めた区域			
豚	豚繁殖・呼吸障害症候群、伝染性胃腸炎及び豚流行性下痢	感染豚群の摘発及び県内における抗体保有状況の把握	県内全域	通年	<p>1) 戸数 飼養農家戸数に じ、感染率 10%以下 の場合に信頼度 95% で摘発が可能な戸数 を設定することとす る。本県は 30 戸以上 で豚が飼養されてい るので、30 戸で実施 する。</p> <p>2) 頭数 感染率 25%以上の 場合に信頼度 95%で 摘発が可能な頭数を 設定する</p> <p>①繁殖豚：農場当 たり 11 頭（これに満 たない場合は全頭）</p> <p>②肥育・育成豚：農 場当たり 11 頭（これ に満たない場合は全 頭）</p> <p>（事故率の高い豚群・ 豚舎を優先する。）</p>	病性鑑定指針による
豚	豚丹毒	感染豚の摘発及び抗体保有状況の把握	県内全域	通年	家畜保健衛生所長が 必要と認めた豚	臨床検査及び血清学的検査による
牛	牛伝染性リンパ腫	感染牛の摘発及び抗体保有状況の把握	県内全域	通年	家畜保健衛生所長が 必要と認めた牛	病性鑑定指針による
牛	牛ウイルス性下痢	持続感染牛の摘発（遺伝子	県内全域	通年	畜産支援牧場に預託 する牛及び家畜保健 衛生所長が必要と認	「福岡県牛ウイルス性下痢・粘膜病持続感染牛の摘発検査実施要領」（平

		検査、必要に応じてウイルス分離及び中和試験)			めた牛	成25年5月8日付け25畜第431号)による
牛	サルモネラ症(牛)	感染牛の摘発	県内全域	通年	畜産支援牧場に預託する牛及び家畜保健衛生所長が必要と認めめた牛	病性鑑定指針による
豚	豚熱	豚熱の発生予察	知事が豚熱の発生予察上検査が必要と認めめた区域	通年	実施する区域で飼養されている豚、いのししのうち、知事が必要と認めめたもの	豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針による
豚	アフリカ豚熱	アフリカ豚熱の発生予察	県内全域	通年	実施する区域で飼養されている豚、いのししのうち、家畜保健衛生所長が必要と認めめたもの	アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針による
鶏	高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ	高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予察	知事が高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予察上検査が必要と認めめた区域	通年	実施する区域で飼養されている家きんのうち、知事が必要と認めめたもの	高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針及び福岡県高病原性鳥インフルエンザモニタリング等実施計画による
牛	アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症	アカバネ病等の発生予察	知事がアカバネ病等の発生予察上検査が必要と認めめた区域	通年	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めめたもの	福岡県牛のアルボウイルス感染症サーベイランス実施要領による